

事務連絡
令和4年4月〇〇日

都道府県等ご担当者様

観光庁

区域整備計画の認定審査に係るプロセスについて

特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第9条第1項の規定に基づき、本日付で貴都道府県等及び民間事業者より区域整備計画の認定の申請を受け付けましたのでお知らせいたします。

今後、審査委員会において申請された区域整備計画の認定審査を行うことになりますが、区域整備計画の認定審査に係るプロセスにつきまして、下記のとおりとなりますので、貴都道府県等におかれましては、ご対応宜しくお願ひいたします。

記

1. 提出された区域整備計画、添付書類及び解説資料に関する質問について

提出された区域整備計画、添付書類及び解説資料について、審査委員会及び事務局にてその内容の確認を行う過程において、随時その内容に関して書面等により質問を行う場合がありますので、質問の都度定められた期限までに当該質問に関する回答の提出をお願いいたします。

なお、頂きました回答等に関し、必要に応じて審査委員会又は事務局によりヒアリングを実施することがございますのでご留意ください。

2. 申請者による審査委員会へのプレゼンテーションの実施について

上記1.を踏まえた上で、申請者による審査委員会へのプレゼンテーションの実施を予定しておりますので、日程等につきましては、改めてお知らせいたします。

3. その他留意事項

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)第4の6において、「審査委員会における率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、区域整備計画の認定に関する審査委員会の会議は公開しない。一方、認定審査の透明性を確保する観点から、審査委員会における認定審査の結果及び評価の過程については、区域整備計画の認定後速やかに公表するものとする。」と規定されているところです。

このため、貴都道府県等及び民間事業者におかれましては、審査委員会における評価の過程に当たる上記1.及び2.に係るプロセスに関する情報の取扱いについて、十分ご留意の上ご対応ください。

(以上)